

私  
た  
ち  
は  
万  
引  
き  
を  
許  
さ  
な  
い



万引きは刑法第235条  
の窃盗に該当し

10年以下の懲役

又は

50万円以下の罰金

万引きをしない させない 見逃さない

動画配信中!

警視庁 東京万引き防止



東京万引き防止官民合同会議

街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION  
けいしちょう

